

公衆浴場入浴料金審議会資料

令和7(2025)年7月9日(水)

岡山県保健医療部生活衛生課

公衆浴場入浴料金審議会資料目次

- 1 組合からの入浴料金値上げ要望について …………… P 1
- 2 岡山県の一般公衆浴場数の推移 …………… P 2
- 3 岡山県の一般公衆浴場入浴者数等の推移 …………… P 3
- 4 岡山県公衆浴場入浴料金の推移 …………… P 4
- 5 全国の公衆浴場入浴料金等の状況 …………… P 5
- 6 入浴料金別都道府県数 …………… P 6
- 7 参考資料…………… P 7. 8



令和7年4月16日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 石岡 眞代



入浴料金の統制額について (要望)

公衆浴場の経営は、利用者の減少に加え運営経費の高騰により非常に厳しい状況が続いていますが、公衆浴場は、地域住民の健康の増進と福祉の向上に関し重要な役割を担っていることから利用者の負担軽減のため、燃料等諸費用の高騰にもかかわらず経営努力により対応してきたところです。

しかしながら、今年から燃料費等の急な値上がり諸費用の値上がりにより経営努力も限界となっております。

中人、小人の入浴料金は据え置き、大人料金のみ値上げさせて頂きたいと思えます。

つきましては、入浴料金の値上げを次により要望しますので、適正な入浴料金の統制額のご指定をお願いします。

記

(現行入浴料金)

大人	中人	小人
450円	200円	100円

(要望入浴料金)

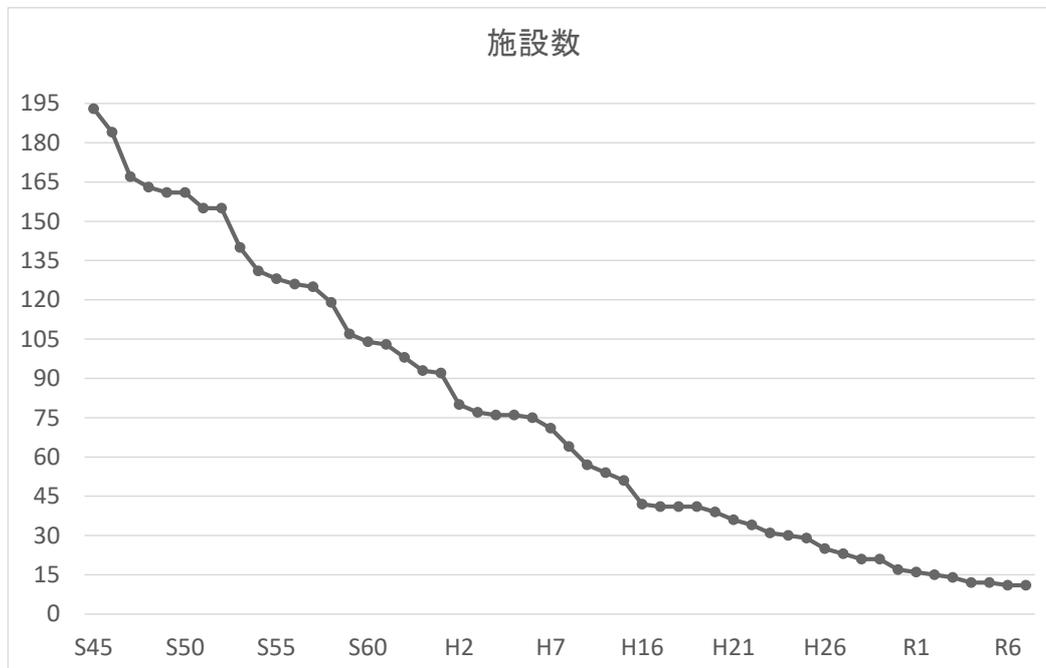
大人	中人	小人
480円	200円	100円



○岡山県内の一般公衆浴場数の推移

令和7年(2025年)4月1日現在

年度	S45	S.55	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設数	193	128	76	54	46	39	29	17	16	15	14	12	12	11	11



○地域別内訳

令和7年(2025年)4月1日現在

市町村名	岡山市	倉敷市	新見市	計
施設数	7	3	1	11
営業数	5	3	1	9

- (注) 1 「施設数」:保健所の許可施設数
 2 「営業数」:施設数のうち、現に営業している施設数

岡山県の一般公衆浴場入浴者数等の推移

(1公衆浴場当たり)

	営業日数(日/年)	営業時間(時間/日)	入浴者数(人/日)
令和元年(2019年)	266	5.2	23.4
令和2年(2020年)	262	5.0	20.6
令和3年(2021年)	256	4.6	20.4
令和4年(2022年)	256	4.6	21.6
令和5年(2023年)	253	4.5	21.7
令和6年(2024年)	253	4.6	21.2

- * 営業日数及び営業時間は、公衆浴場基礎調査による。
- * 入浴者数は、公衆浴場利用者実態調査による。
- * その他の公衆浴場を併設している施設を除く。

岡山県公衆浴場入浴料金の推移

改定年月日	入浴料金(円)			
	大人	中人	小人	洗髪
昭和 49 年 (1974年) 7 月 15 日	80	40	30	20
昭和 50 年 (1975年) 8 月 15 日	100	45	30	20
昭和 51 年 (1976年) 8 月 19 日	120	50	30	40
昭和 52 年 (1977年) 11 月 10 日	130	60	30	40
昭和 53 年 (1978年) 11 月 1 日	140	60	30	40
昭和 54 年 (1979年) 8 月 5 日	150	70	30	40
昭和 55 年 (1980年) 8 月 5 日	170	70	40	40
昭和 56 年 (1981年) 9 月 5 日	180	80	50	40
昭和 57 年 (1982年) 9 月 5 日	200	90	60	40
昭和 60 年 (1985年) 2 月 10 日	220	100	60	40
平成 元 年 (1989年) 9 月 22 日	230	100	60	40
平成 2 年 (1990年) 10 月 1 日	250	110	60	40
平成 6 年 (1994年) 3 月 15 日	280	120	60	40
平成 9 年 (1997年) 3 月 10 日	310	130	60	40
平成 13 年 (2001年) 5 月 18 日	350	130	60	-
平成 18 年 (2006年) 1 月 5 日	380	150	60	-
平成 20 年 (2008年) 10 月 7 日	410	160	70	-
平成 27 年 (2015年) 11 月 30 日	420	160	70	-
令和 元 年 (2019年) 10 月 1 日	430	160	70	-
令和 4 年 (2022年) 12 月 1 日	450	200	100	-

(昭和49年(1974年)7月15日以降)

全国の公衆浴場入浴料金等の状況

令和7年(2025年)5月31日時点

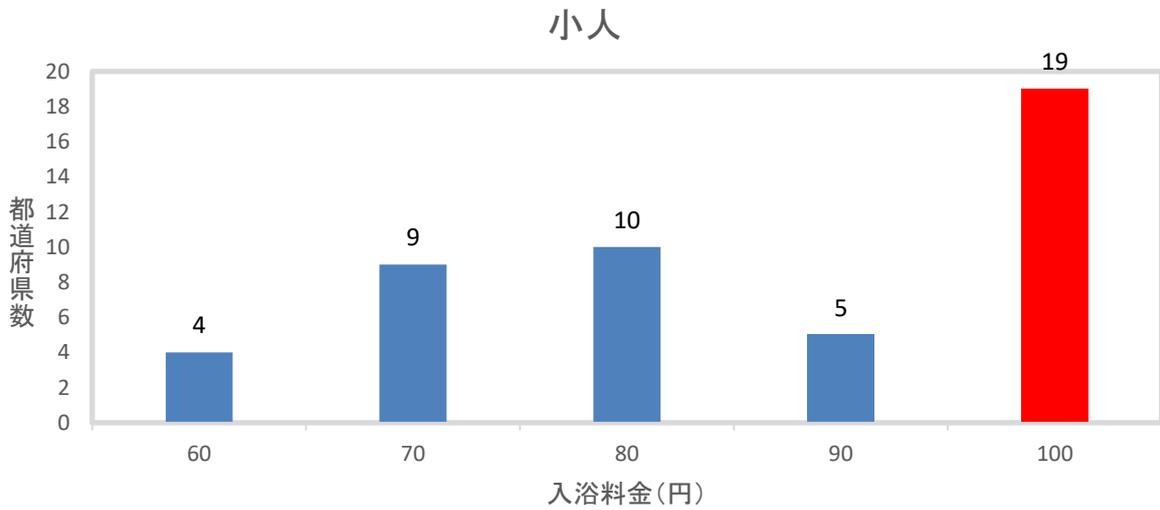
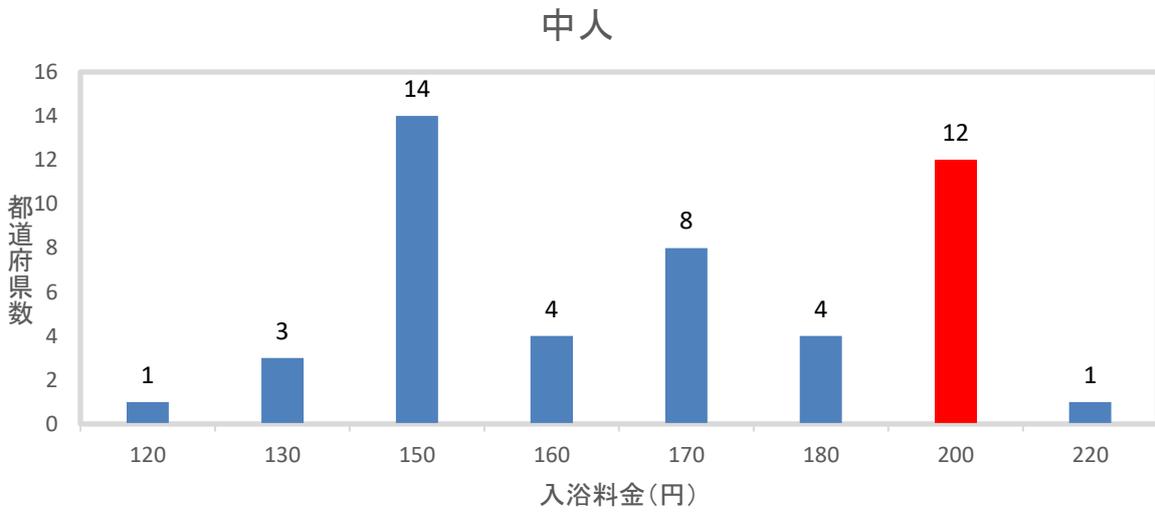
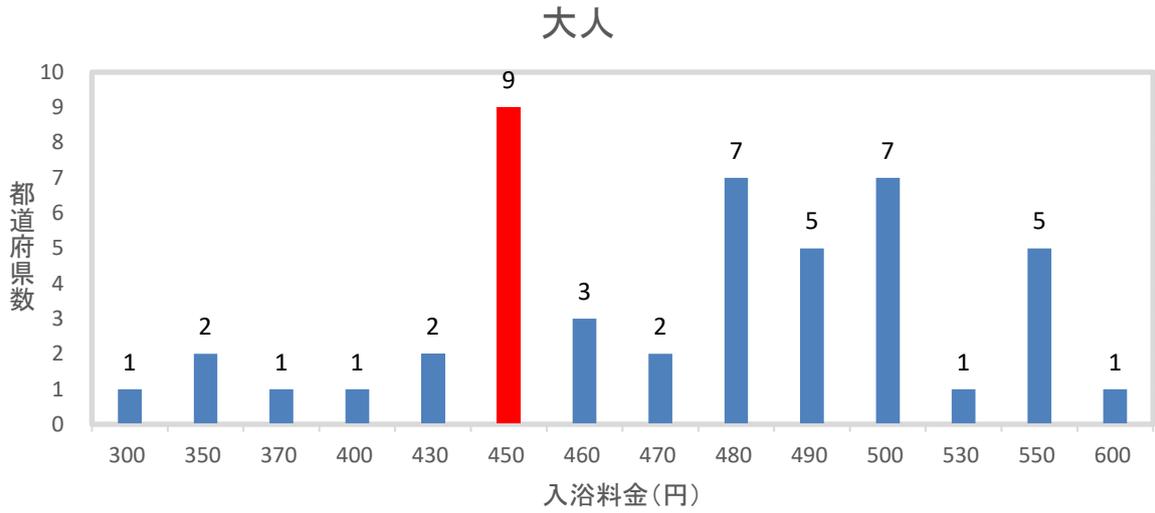
大人：12歳以上、中人：6歳以上12歳未満、小人：6歳未満

都道府県名	直近の改定年月日	入浴料金(円)			一般公衆 浴場数 (R6.3)	自家 風呂率 (H20)
		大人	中人	小人		
1 北海道	令和 6年(2024年)10月1日	500	150	80	200	95.5%
2 青森県	令和 5年(2023年)4月10日	480	170	80	266	96.0%
3 岩手県	令和 2年(2020年)4月1日	480	170	80	12	97.7%
4 宮城県	令和 5年(2023年)1月1日	480	160	90	6	98.0%
5 秋田県	平成 31年(2019年)1月1日	460	130	90	13	98.3%
6 山形県	平成 7年(1995年)4月1日	300	120	80	0	98.3%
7 福島県	平成 30年(2018年)4月1日	450	150	90	9	97.5%
8 茨城県	平成 10年(1998年)3月1日	350	130	70	1	97.7%
9 栃木県	令和 5年(2023年)2月15日	460	200	100	8	97.5%
10 群馬県	令和 5年(2023年)8月1日	450	200	100	14	97.9%
11 埼玉県	令和 6年(2024年)4月1日	500	200	70	31	96.5%
12 千葉県	令和 5年(2023年)12月1日	500	170	70	34	95.5%
13 東京都	令和 6年(2024年)8月1日	550	200	100	443	91.4%
14 神奈川県	令和 7年(2025年)3月1日	550	220	100	112	93.8%
15 新潟県	令和 5年(2023年)1月1日	480	150	70	25	97.6%
16 富山県	令和 7年(2025年)3月1日	500	180	100	70	96.9%
17 石川県	令和 7年(2025年)5月1日	500	150	70	65	97.0%
18 福井県	令和 6年(2024年)1月1日	490	160	70	14	96.8%
19 山梨県	令和 7年(2025年)4月1日	470	170	70	22	97.4%
20 長野県	令和 6年(2024年)4月1日	500	170	80	31	97.5%
21 岐阜県	令和 5年(2023年)4月1日	500	180	100	17	97.7%
22 静岡県	令和 5年(2023年)10月1日	490	200	100	9	97.5%
23 愛知県	令和 7年(2025年)4月1日	530	180	100	64	96.0%
24 三重県	令和 5年(2023年)4月1日	470	150	70	19	95.3%
25 滋賀県	令和 5年(2023年)5月1日	490	150	100	15	96.9%
26 京都府	令和 7年(2025年)4月1日	550	200	100	132	93.4%
27 大阪府	令和 7年(2025年)4月1日	600	200	100	381	92.3%
28 兵庫県	令和 5年(2023年)2月1日	490	180	80	143	95.7%
29 奈良県	令和 5年(2023年)10月1日	480	200	100	19	96.5%
30 和歌山県	令和 6年(2024年)4月1日	490	170	100	26	96.4%
31 鳥取県	令和 7年(2025年)5月1日	550	200	100	16	97.8%
32 島根県	令和 5年(2023年)5月1日	430	160	90	1	98.6%
33 岡山県	令和 4年(2022年)12月1日	450	200	100	11	97.7%
34 広島県	令和 4年(2022年)11月1日	480	200	100	42	97.8%
35 山口県	令和 7年(2025年)3月1日	480	170	90	16	98.0%
36 徳島県	令和 5年(2023年)1月1日	450	150	70	23	97.4%
37 香川県	令和 5年(2023年)10月1日	450	150	60	16	97.4%
38 愛媛県	令和 5年(2023年)4月1日	450	150	60	26	96.5%
39 高知県	令和 5年(2023年)10月1日	450	150	60	7	96.7%
40 福岡県	令和 7年(2025年)4月1日	550	200	100	28	96.2%
41 佐賀県	令和 6年(2024年)3月1日	450	150	100	1	98.6%
42 長崎県	令和 5年(2023年)4月1日	400	150	80	13	97.9%
43 熊本県	令和 4年(2022年)11月1日	450	150	80	59	97.8%
44 大分県	令和 4年(2022年)12月27日	430	160	80	126	96.7%
45 宮崎県	平成 20年(2008年)2月1日	350	130	60	9	98.0%
46 鹿児島県	令和 5年(2023年)12月25日	460	150	80	251	97.4%
47 沖縄県	平成 18年(2006年)2月11日	370	170	100	1	97.7%
平均/計		472.1	169.1	85.5	2,847	96.8%

入浴料金別都道府県数

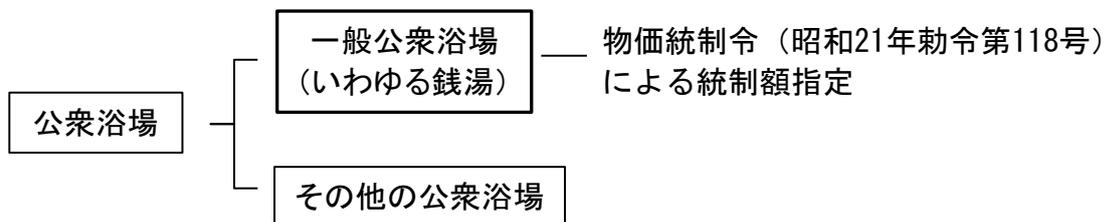
令和7年(2025年)5月31日時点

岡山県は赤字

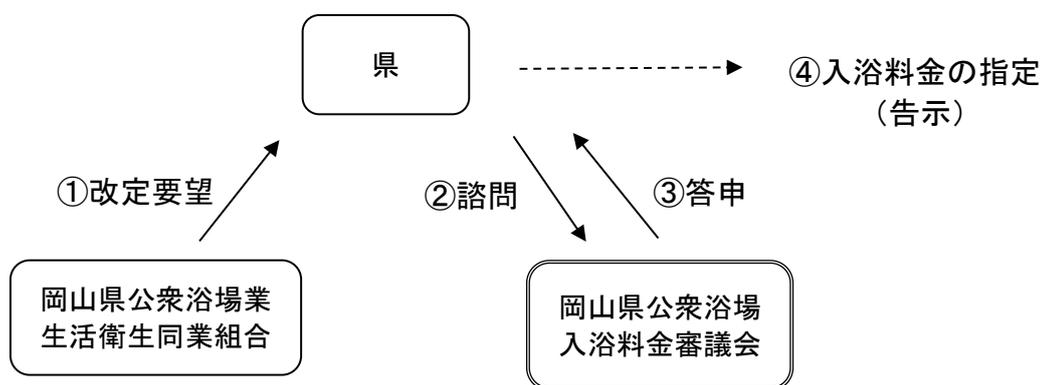


公衆浴場の入浴料金について

1 公衆浴場の類型



2 物価統制令による統制額指定の流れ



3 統制額の指定時に行うこと

- 公衆浴場入浴料金最高統制額を改訂しようとする場合は、経営の実態調査を行うこと。
- 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、適正を期すること。

(昭和38年8月12日 環発第335号 厚生省環境衛生局長通達)

○物価統制令 [昭和21年3月3日 勅令第118号]

(統制額の指定)

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令 [昭和27年7月31日 政令第319号]

(都道府県が処理する事務等)

第11条 (1～3略)

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附則 (1～3略)

4 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)附則第四条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令(平成十一年政令第三百七十三号)の施行の際同令による改正前の第十一条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令 [昭和32年9月12日 厚生省令第38号]

(公衆浴場入浴料金の指定)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者一人についての入浴料金

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号[公衆浴場入浴料金の指定]は、廃止する。

○国民生活安定緊急措置法 [昭和48年法律第121号]

附則

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。